# 庁令

## ○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成三十年三月三十日　海上保安庁長官　中島　敏

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第四条の二**　海上保安学校に、次の教官室を置く。<br>航海教官室<br>機関教官室<br>主計教官室<br>航空教官室<br>情報通信教官室<br>航行援助教官室<br>管制教官室<br>海洋科学教官室<br>一般教養教官室<br>警備救難教官室<br>小型船舶操縦教官室 | **第四条の二**　海上保安学校に、次の教官室を置く。<br>航海教官室<br>機関教官室<br>主計教官室<br>航空教官室<br>情報通信教官室<br>航行援助教官室<br>海洋科学教官室<br>一般教養教官室<br>警備救難教官室<br>小型船舶操縦教官室 |
| 2～4　（略） | 2～4　（略） |
| 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。<br>一　（略）<br>二　情報通信教官室、航行援助教官室及び管制教官室 | 5　海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。<br>一　（略）<br>二　情報通信教官室及び航行援助教官室 |
| 三・四　（略） | 三・四　（略） |

**附　則**

この庁令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 告示

## ○国家公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。<br>一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分 | 国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。<br>一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分 |

| 路線名 | 区間 |
| --- | --- |
| ［略］ | |
| 百六十五号 | 堺市から葛城市まで |
| ［項を削る。］ | |
| ［略］ | |

| 路線名 | 区間 |
| --- | --- |
| ［略］ | |
| 百六十五号 | 堺市から葛城市まで |
| ［略］ | |

二　次の表の上欄に掲げる都道府県道（道路法第三条第三号に規定する都道府県道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分

| 路線名 | 区間 |
| --- | --- |
| ［略］ | |
| ［項を削る。］ | |
| ［略］ | |

| 路線名 | 区間 |
| --- | --- |
| ［略］ | |
| ［略］ | |

［三～四　略］

備考　表中「　」の記載は注記である。

二　［同上］

| 路線名 | 区間 |
| --- | --- |
| ［同上］ | |
| 百六十五号 | 羽曳野市から大阪府南河内郡太子町まで |
| 百六十六号 | 大阪府南河内郡太子町から奈良県北葛城郡新庄町まで |
| ［同上］ | |

| 路線名 | 区間 |
| --- | --- |
| ［同上］ | |
| 府道美原太子線 | 大阪府南河内郡美原町から羽曳野市まで |
| ［同上］ | |

［三～四　同上］

**附　則**

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。